

○岡山県公安委員会審査請求手続規程

平成28年3月29日

公安委員会規程第1号

改正 令和3年3月5日公安委員会規程第2号 令和5年8月25日公安委員会規程第10号

令和8年5月29日公安委員会規程第1号

岡山県公安委員会審査請求手続規程を次のように定める。

岡山県公安委員会審査請求手続規程

行政不服審査に関する規程（昭和40年岡山県公安委員会規程第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、他の法令又は条例に特別の定めがあるもののほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定により、岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う審査請求の審査の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（審査事務）

第3条 公安委員会は、法の規定による審査に関する事務を警察職員に行わせることができる。

（審査請求の受理）

第4条 審査請求があったときは、警務部監察課長が当該審査請求を受理し、審査に関する事務を行うものとする。

（物件の提出の方法）

第5条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規程の規定による公安委員会への書類その他の物件の提出は、警務部監察課を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第6条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、総代互選命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第7条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 公安委員会は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正命令)

第8条 法第23条の規定による補正の命令は、補正命令書(様式第2号)により行うものとする。

(執行停止についての通知)

第9条 公安委員会は、法第25条第2項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が公安委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面により通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第10条 公安委員会は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知)

第11条 公安委員会は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等(処分庁等が公安委員会である場合には参加人。第27条第3項において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還するものとする。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書(様式第3号)と引換えに行うものとする。

(弁明書の提出要求等)

第12条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項の規定による弁明書の送付は、当該弁明書の副本に送付書を付して行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第13条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与)

第14条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 意見の陳述の日時及び場所

(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所

(4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第15条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第16条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第17条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場合において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、物件提出要求書（様式第4号）により行うものとする。

（証拠書類等の管理）

第18条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、提出物目録（様式第5号）を作成し、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付するものとする。

- 2 公安委員会は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還するものとする。

- 3 第11条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知）

第19条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参考人の陳述の通知等）

第20条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、参考人陳述（鑑定）依頼書（様式第6号）により行うものとする。

- 3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

（検証の通知等）

第21条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととした

ときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、検証実施通知書（様式第7号）により行うものとする。

3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第17条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

（質問の通知等）

第22条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、質問通知書（様式第8号）によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

（意見の聴取の通知等）

第23条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第14条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

（提出書類等の閲覧等についての意見の聴取等）

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（様式第9号）を送付して行うものとする。

3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料の額は、岡山県総務関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第3号）の定めるところによる。

（手続の併合又は分離の通知）

第25条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知）

第26条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

（裁決書の謄本の送達等）

第27条 公安委員会は、裁決を行うときは、裁決書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に送付書を付して行うものとする。

3 公安委員会は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 法第51条第3項の規定による公示の方法による送達は、公示（様式第11号）により行うものとする。

（証拠書類等の返還）

第28条 第11条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

（教示事項）

第29条 法第82条第1項に規定する処分に係る教示は、当該処分を記載した書面に、当該処分に不服があるときは処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に岡山県公安委員会に対して審査請求ができる旨（他の法令等による場合は、その例による。）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する処分又は裁決に

係る取消訴訟の提起に関する事項を記載して行うものとする。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、審査請求の審査の手續に関し必要な細目的事項については、岡山県警察本部長が別に定める。

(文書の保存)

第31条 審査請求の審査の手續で取り扱った文書は、警務部監察課において10年間保存するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月5日公安委員会規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年8月25日公安委員会規程第10号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

総 代 互 選 命 令 書

殿

岡山県公安委員会 印

年 月 日付けでされた審査請求の審理に必要があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 11 条第 2 項の規定により、3 人以内の総代を互選するように命じます。

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

補 正 命 令 書

殿

岡山県公安委員会 印

年 月 日付けでされた審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により、年 月 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、同法第 2 4 条第 1 項の規定により、審査請求を却下することがあります。

記

様式第3号(第11条、第18条、第28条関係)

還付請求書			
年 月 日			
岡山県公安委員会 殿			
住 所			
氏 名			
下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番号	標 目	数量	備 考
取扱者 官職			
氏名			
印			

様式第 4 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

物 件 提 出 要 求 書

殿

岡山県公安委員会 印

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 3 条の規定により、下記のとおり物件の提出を求めます。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 提出を求める物件の名称及び数量
- 4 提出期限
- 5 物件の提出先
- 6 備考

提出物目録			
年 月 日			
殿			
岡山県公安委員会 ㊟			
行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、下記のとおり を受領しました。			
記			
事案の件名			
提出人	氏名		
	住所		
提出を受けた年 月 日			
目 録			
番号	標 目	数量	備 考
取扱者 官職 氏名 ㊟ (提出人への注意事項)提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参してください。			

第 号
年 月 日

参 考 人 陳 述 （ 鑑 定 ） 依 頼 書

殿

岡山県公安委員会 ㊟

審査請求の審理のため必要がありますので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 4 条の規定により、下記のとおり を求めます。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 日時及び場所
- 4 陳述又は鑑定を求める事項
- 5 担当者
- 6 備考

様式第 7 号（第 2 1 条関係）

第 号
年 月 日

検 証 実 施 通 知 書

殿

岡山県公安委員会 ㊟

年 月 日付けで申立てのあった についての
審査請求に係る検証については、下記のとおり実施することとしましたので、行政不
服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する
同法第 3 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 検証の日時及び場所
- 3 検証事項
- 4 備考

様式第 8 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

質 問 通 知 書

殿

岡山県公安委員会 ㊟

審査請求の審理のため必要がありますので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 6 条の規定により、下記のとおり質問を行いますので出席してください。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 実施日時及び場所
- 3 質問事項
- 4 担当者
- 5 備考

様式第9号（第24条関係）

第 号
年 月 日

提出書類閲覧日時等指定書

殿

岡山県公安委員会 印

年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により、下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知します。

記

1 閲覧の日時

年 月 日 午 時から午 時まで

2 閲覧の場所

（注意事項）閲覧の際は、この指定書を持参してください。

様式第10号（第27条関係）

裁 決 書	
第 号	
審査請求人	
処 分 庁	
年 月 日付けで申立てのあった審査請求について、下記のとおり 裁決する。	
記	
1	主文
2	事案の概要
3	審理関係人の主張の要旨
4	理由
年 月 日	
岡 山 県 公 安 委 員 会 印	
この裁決に不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、岡山県（代表者岡山県公安委員会）を被告として岡山地方裁判所に処分及 び裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この期間内であっても岡 山県公安委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起する ことができません。	

様式第 1 1 号（第 2 7 条関係）

公 示		
第 号		
年	月	日
殿		
年 月 日付けで岡山県公安委員会に対しあなたから申立てのあった審査請求の裁決書の謄本は、当公安委員会において保管しておりますから、いつでも受け取ってください。		
岡山県公安委員会 ㊟		

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第11条、第18条、第28条関係）

様式第4号（第17条関係）

様式第5号（第18条関係）

様式第6号（第20条関係）

様式第7号（第21条関係）

様式第8号（第22条関係）

様式第9号（第24条関係）

様式第10号（第27条関係）

様式第11号（第27条関係）